

2日間

難易度
中級

商標権侵害の回避と否定の理論と実務 「商標・ブランドの変更」と「商標の類似」 ～どこまで商標を変更すれば侵害にならないか～

講師

青木 博通 氏

ユアサハラ法律特許事務所
パートナー・弁理士

日時

2026年11月19日(木)、20日(金) 13:30～16:30

- ◆商品の販売前、販売後に類似する登録商標、周知・著名商標が発見された場合、どのように対応するかは企業の悩みのところとなっています。
- ◆このような場面に直面した場合、法律上・実務上、どのような対応策がとれるのか、「商標の変更」の方法論を中心に、どのように商標を変更すれば侵害になり、または、侵害にならないかについて、①黒、②白、③灰色に分けて、最新の裁判例に基づき解説します。
- ◆具体的には、語頭、中間、語尾に別の語を付加する場合、別の漢字にする場合、図形を付加する場合、日本語を英語にする場合、商号商標とする場合、文字を足す場合と引く場合等の40以上のバリエーションに分けて、裁判例に基づき解説します。例えば、Apple社は、「CORE ML」とすることで、「CORE」と非類似（足す場合）であるとの判決、ワールド社は、「WORLD」とすることで、「WORLD／ONE」と非類似（引く場合）であるとの判決を勝ち取っています。
- ◆また、どのように商標を変更すれば、識別性の要件をクリアーできるかについても解説します。
- ◆「商標の変更」の方法論は、2024年4月1日から導入されたコンセント制度（同意書制度）において、混同防止策（商標の類似度を下げる）を盛り込む必要のある同意書の作成にも参考になります。
- ◆商標権侵害を否定する方法として、商標の非類似、商品・役務の非類似、商標法26条（商標権の効力の制限）、商標的使用理論（商標法26条との役割分担）、商標機能論、権利濫用、準用特許法104条の3、並行輸入、先使用权、商標の剥離抹消・変更の概要と裁判例を紹介しします。
- ◆最後に、欧米の商標権侵害判断基準について解説します。
- ◆本講座を通じて、「商標調査」の際の商標の類否判断の「キレ」も身に着けることができます。

テキストはPDFで共有させていただきます

【解説内容（予定）】

- I 商標を変更した会社
- II 商標の変更と商標の類似（成功例と失敗例）
40以上のバリエーションを、白、黒、灰色に分けて解説
- III 商標の変更と商標の識別性（成功例と失敗例）
どのように商標を変更すれば識別性の要件をクリアーできるか
- IV コンセント制度（同意書制度）への活用法（商標の類似度を下げる）
- V 商標の変更のタイミング
- VI 商標権侵害を否定する方法

- 1. 商標の非類似
- 2. 商品・役務の非類似（リアルと仮想商品）
- 3. 商標的使用論（商標法26条との関係）
- 4. 商標法26条
- 5. 商標機能論
- 6. 権利濫用・準用特許法104条の3
- 7. 厳しくなる並行輸入（商標機能論）
- 8. 先使用权
- 9. 部品と完成品の関係
- 10. 商標の剥離抹消・変更
- VII 欧米の商標権侵害判断基準の日本上陸

◇この研修は、日本弁理士会の継続研修として申請中です。
この研修を受講し、所定の申請をすると、外部機関研修として5単位が認められる予定です。（※zoomにてご参加下さい。
アーカイブ視聴は単位認定対象外です。）



LIVE



ライブ配信だからその場で講師に質問可能 &
アーカイブ配信も実施（各講義翌日から2週間）

- ・聞き逃しても安心！期間内はなんども。
- ・再生速度を変更可能！